

平成20年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成20年9月24日(水)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月24日 午前9時00分宣告(最終日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	吉田正昭	12番	山田乙三
	13番	伊藤正昇	14番	奥田信宏
	15番	猪俣二郎	16番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	水野 一郎
	行政改革推進室	室長	飯田 晴雄		
	総務部	部長	坂井 正善	次長兼 総務課長	加藤 恒弘
		企画情報課長	鈴木 智久	税務課長	長尾 彰夫
	民生部	部長	石原 敏男	次長兼 高齢介護課長	齋藤 仁
		住民課長	犬飼 博初	保険医療課長	鈴木 利彦
		福祉・児童課長	佐藤 一夫		
	産業建設部	部長	河瀬 広幸	次長兼 土木課長	水野 久夫
		次長兼 農政商工課長	佐野 宗夫	下水道課長	絹川 靖夫
	会計管理室	会計管理者兼 会計管理室長	加賀 松利		
	水道部	次長	大河内幹夫	水道課長	小酒井敏之
	消防本部	消防長	上田 正治		
	教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	伊藤 芳樹
		生涯学習課長	川合 保		
委員長及び委員	監査委員	平野 正雄			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事務会局	局長	松岡 英雄	書記	金山 昭司
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第43号 表彰について
- 日程第2 議案第44号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第45号 蟹江町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第46号 蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第49号 町道路線認定について
- 日程第6 議案第47号 海部南部広域事務組合規約の変更について
- 日程第7 議案第48号 海部津島土地開発公社定款の変更について
- 日程第8 議案第50号 平成20年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第51号 平成20年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第52号 平成20年度蟹江町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第53号 平成20年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第54号 平成20年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第55号 平成20年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 認定第1号 平成19年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第2号 平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第3号 平成19年度蟹江町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第4号 平成19年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第5号 平成19年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第6号 平成19年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第7号 平成19年度蟹江町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第8号 平成19年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第9号 平成19年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第10号 平成19年度蟹江町水道事業決算認定について
- 日程第24 議案第57号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第25 議案第58号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

- 日程第26 議案第59号 道路特定財源の廃止に伴う地方財源の確保に関する意見書の提出
について
- 日程第27 閉会中の所管事務調査及び審査について

○議長 奥田信宏君

皆さんおはようございます。定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は平成20年第3回蟹江町議会定例会の最終日の予定でございます。ご協力をお願いいたします。

高い席からではございますが、一言御礼のごあいさつをさせていただきたいと思っております。

先週の義母の葬儀に際しては、町長さん、副町長さんを初め、理事者の皆様方、また議員の皆様方にも温かいご弔問をいただきましたことを心から厚く御礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

それでは、志治都市計画課長より、身内の不幸のために本日の会議を欠席したい旨の申し出がありましたので、許可をいたしました。

皆さんのお手元に議案第57号から59号までの意見書提出議案、総務民生常任委員会及び防災建設常任委員会の審査報告書、議会運営委員会の報告書が配付をしてあります。また、全員協議会及び決算審査において請求のありました資料と、平成20年第1回臨時会及び同年第2回定例会の会議録の写しが配付をしてありますので、お目通しをお願いいたします。

ここで、認定第2号に対する資料の説明の申し出がありましたので、許可をいたします。

○保険医療課長 鈴木利彦君

おはようございます。

それでは、認定第2号の資料のほうの説明をさせていただきます。こちら、町内・町外別の医療費の明細書になりまして、左側のほうが医科になります。こちらのほう、整形外科ですとか、内科、いろいろな科に入っておりますが、すべてまとめて医科と。右側のほうが歯科になりまして、すべてこれ蟹江町の国保加入者のみになります。

左側を見ていただきますと、町内医科、全部で23医療機関がございます。そちらのほうで町内上位、5つの医療機関の件数、費用額、保険者負担額を書いてございまして、その下に町外の医療機関、主な医療機関、5つの医療機関が一応蟹江町で多い医療機関になりますけれども、それぞれ費用額、保険者負担額ということになっております。

右側のほうは町内の歯科、17医療機関になりますが、こちらのほうは上位、主な医療機関5医療機関、それぞれ件数、費用額、保険者負担額というような形になります。町外の歯科については、さほど多くございませんので、合計額にとどめております。

医療機関、診療月については19年3月から20年2月、診療分ということでございます。

下のほうに分納誓約の発行枚数、20年8月1日現在での発行枚数の件数と18年9月時の保険証の切り替え時で、今まで保険証留め置き、こちらのほうでお預かりしている件数ということになっております。

1枚はねていただきますと、19年の5月の診療分ですが、町内の主な病名、入院、入院外

ということで、こういった統計表がございましたので、参考までにつけさせていただきます。その中で、悪性新生物というような聞きなれない言葉があると思いますが、悪性新生物というのは、病名がんのことでございます。ですので、例えば65から74歳の間の入院の欄の5番目、胃の悪性新生物というような書き方にある疾病名は胃がんと判断していただければよろしいかと思えます。

以上でございます。

○議長 奥田信宏君

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る9月11日に開催をされました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 黒川勝好君

おはようございます。

それでは、去る11日の一般質問終了後に開催をいたしました議会運営委員会の協議結果の報告を申し上げます。

まず最初に、意見書の取り扱いについてであります。6月定例会以降に提出されました意見書12件の取り扱いについて協議をいたしましたところ、「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書」「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書」「道路特定財源の廃止に伴う地方財源の確保に関する意見書」、以上3件は全会派の賛同が得られましたので、本定例会で採択することになりました。

このうち、「道路特定財源の廃止に伴う地方財源の確保に関する意見書」につきましては会派間で調整し、題名と文面の一部を変更し、提出することになりましたので、よろしくお願いを申し上げます。

また、「過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書」「『非核日本宣言』を求める意見書」「原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書」「公共事業を防災・生活関連に転換し、関係事務所の執行体制等の拡充を求める意見書」「消費税率引き上げに反対する意見書」「生活保護の充実を求める意見書」、以上6件は全会派の一致を見ることはできませんでしたので、不採択とされました。

また、「学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書」「介護保険の改善を求める意見書」「安心して子育てできる制度の確立を求める意見書」、以上3件につきましては継続審議となりました。

次に、「平成20年第4回(12月)定例会の日程」についてであります。日程は別添のとおり予定されましたので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、「臨時議会の開催について」でございます。役場書庫等の建設工事、給食センター

厨房機器購入の契約締結案の審議のため、10月23日木曜日に第2回臨時会を開催することと決まりましたのでよろしくお願いを申し上げます。

次に、「一般質問の通告」についてであります。つい先日行われました一般質問の放映を住民の皆さんもごらんになられ、一問一答になって本当にわかりやすくなったという声も聞いており、町議会への関心もますます高くなってきております。これによりまして、理事者側もきちんとした答弁が要求されてきておりますので、次回定例会より一般質問通告書はできる限り詳細に記して提出されるようお願いを申し上げます。

以上、ご報告を終わります。

(9番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第43号「表彰について」

日程第2 議案第44号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

日程第3 議案第45号「蟹江町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」

日程第4 議案第46号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を一括議題といたします。

本4案は、総務民生常任委員会に付託をされております。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 中村英子君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○総務民生常任委員長 中村英子君

総務民生常任委員長の中村でございます。ご報告をいたします。

総務民生常任委員会に付託されました4案件につきまして、去る9月5日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託案件の審査順序についてでありますけれども、最初に総務に関する案件議案第43号、第44号、第46号の審査を行い、続いて民生に関する案件議案第45号の審査を行いました。

まず最初に、議案第43号「表彰について」を議題といたしました。

この案件につきましては、質疑・討論もありませんでしたので、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたしました。

この種の条例改正というのは毎議会あるような気がするが、町には直接関係のない場合でも、法律が変わったことにより町の条例も変えないといけなくなる。今回はどういう内容のものなのかという内容の質疑がありました。

これに対し、国あるいは県から改正するよう指導が来ている。今回の改正については、今まで位置づけが不安定であった全員協議会などの議会活動を正式に明確化でき、公務災害等にも対応できるという定義を定めたことや、議員の報酬と他の非常勤特別職との報酬体系が違っていることから今回区分分けをしたものであるという趣旨の答弁がございました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案第44号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。

改正要点に、「公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改めたとあるが、町職員にどんな関係があるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、条例の第12条第1項第3号には、年次有給休暇の通算の規定があり、公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫として、従来は国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の5つが対象になっていた。このうち、沖縄振興開発金融公庫以外の公庫4つが廃止されることになったため、今回の条例改正になったものである。沖縄振興開発金融公庫にお勤めのほうが1日の隔たりもなく町職員になった場合の年次有給休暇は、通算ができるという内容でもあるという趣旨の答弁がありました。

他に質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく議案第46号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号「蟹江町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。

町には認可地縁団体の登録はあるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、現在のところないが、須成区が現在、認可の準備を進めていると聞いているという趣旨の答弁がありました。

次に、須成区以外にも公民館など地域の財産があると思うが、相続などの関係で、地縁団体を設立したほうが良い地域もあるのではないかという内容の質疑がありました。

これに対し、公民館の土地が町内会長さんなどの個人名義になっていたところが過去にはたくさんあった。それで、名義人にご不幸があった場合、その子供の名義に変わってしまうということが過去にあった。そのため町では、このような土地の寄附を条件つきで受け、町の名義に変えてきている。少数の財産をお持ちの町内会は、認可地縁団体を設立するまでも

なく、このような形で寄附を申請されているという趣旨の答弁がありました。

他には質疑がありませんでしたので、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第45号は、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上でご報告を終わります。

(8番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

以上で、委員長報告を終わります。

これより議案ごとに、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第43号「表彰について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結をいたします。

これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第2 議案第44号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第3 議案第45号「蟹江町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第45号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第4 議案第46号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」の委員会報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第5 議案第49号「町道路線認定について」を議題といたします。

本案は、防災建設常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 高阪康彦君、ご登壇ください。

(5番議員登壇)

○防災建設常任委員長 高阪康彦君

防災建設常任委員長の高阪でございます。

防災建設常任委員会に付託されました1案件につきまして、去る9月5日に委員会を開催

し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。
議案第49号「町道路線認定について」を議題としました。

あの場所は急な坂道になっていて自転車などが通ると非常に危ない、何か安全策を考えているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、この道路は約10%の勾配で、全長が40メートルくらいあり、堤防から下ってきたところが北側道路とのT字路のようになっている。堤防から自転車で下ってきた場合、当然危険性が考えられるので、カーブミラーを設置するなど安全対策について検討したいという趣旨の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第49号「町道路線認定について」は、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、ご報告申し上げます。

(5番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

以上で、委員長報告を終わります。

直ちに、委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結をします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第49号を採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第6 議案第47号「海部南部広域事務組合規約の変更について」を議題といたします。

本案は、精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結をします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結をします。

これより議案第47号を採決をいたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第7 議案第48号「海部津島土地開発公社定款の変更について」を議題といたします。

本案は、精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○8番 中村英子君

8番 中村でございます。

たまたま土地開発公社のことが議案になっておりますので、少し拡大しているかもしれませんが、お尋ねをしたいと思います。

先日の決算審査の折に、実績報告書によりまして、本日も出されておりますけれども、本日出されております資料の一番最後ですが、平成19年度末現在で、償還すべきものはなしと、空っぽだというような状況を伺いました。土地開発公社、5億円ということで蟹江町は利用範囲を決めてやっておりますけれども、19年度でこれがゼロになったと。ウォーターパークは大変だったと思いますが、そのウォーターパークも、一応19年度で全部償還されたということであります。そこで、この土地開発公社の利用ということになりますけれども、今後土地開発公社を使っての土地の購入、公共施設の建設等に何かお考えがあるのだろうか、そうではないのだろうか、このことについて、まず最初にお伺いをしたいと思います。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

ただいま土地開発公社について、現存する借財と申しますか、ものはないと。今後どうするのかというお話でございますが、基本的にはこれで一応我々の考えておりましたところの土地取得は終了したというふうに考えております。

今後まだ、具体的にどこをというようなことは出てきておりませんので、そのことだけご説明差し上げたいと思います。

以上であります。

○8番 中村英子君

前回の議会のときですけれども、6月の議会のときに、蟹江町給食センターの建設事業の関係請求資料といたしまして、一般会計の償還予定表というものをいただきました。これですけれども、お手元にあるかもわかりませんが、この建設事業関係ですが、平成21年度から平成30年度までというような形で、償還額も全部書いてあります。これを見ますと、大体平成20年度から3カ年の実施計画を参考にして、平成23年度以降というのは、毎年度3億5,000万円ぐらいの起債を計上していると。この起債の計上の理由といたしましては、3カ年の年次計画に基づく事業の実施が入ってくるだろうと思います。

ざっと、過去に、議会に出されております実施計画事業の一覧表というのを見てみますと、億単位の建設事業というのがどれくらいあるのだろうというふうにこうざっと見てみますと、21年、22年でも大分入ってきておりますね。町長の言う川の駅も入っておりますし、もちろん富吉のエレベーターも入っておりますし、それから蟹江南保育所の建設というようなことも2年間で、億単位以上の事業ということで入ってきております。

しかし、先日発表されました町の財政の健全指数とっていいのかどうか、確かなものかどうかわかりませんが、そのようなものを見てみますと、もう少し町も投資できる部分というのがあるのではないかなというふうに思うわけですね。

そこで、今蟹高の跡地ですけれども、非常にこの蟹高跡地をどうするかということが問題になっておりまして、県ともいろいろ交渉していただいていると思います。跡には学校施設がいいのではないかとか、そういう意見が出ておりますけれども、現在、なかなか思うようにこれになっておりません。

そこで、町の、今の財政計画の中で、蟹高跡地というものを、土地開発公社を使って、何とか蟹江町のものにする手だてはないだろうかというふうに私は考えるのですけれども、じゃ、この蟹高跡地を何で蟹江町のものにする必要があるのかということも話さなければいけないと思いますが、やっぱり学校の位置というものを考える必要があるのではないかなと思います。近鉄の蟹江駅の蟹小ですけれども、蟹小というものがあそこにある限り、再開発ということは望めないと思うのですね、あの地域の。あそこの再開発計画とか、再開発構想というものはずっと以前からありますけれども、駅も含めてなかなか手つかずの状態になっているわけで、蟹小というものを移動しないと、私はあそこの再開発というのにはあり得ないんじゃないかと思うのです。ずっと長い将来考えていきますと、蟹小をやっぱり移転して、そしてあそこの再開発をして、町が発展していくという姿をつくっていく必要があるのではないかなというふうに思うのですね。蟹小を移転するということになるのと、どこに移転するかというと、蟹中に移転するよりしようがないので、生徒数は同じくらいなのですけれども、将来どう変わるかわかりませんが、そうするとまた、じゃ蟹中をどこにという話になってくるのでありまして、町の将来的な、長い将来の全体計画の中で、やはり蟹高跡地というのは、町が取得して、それを利用していくというような積極的な考えに立つ必要があるのではないかなと、私は考えておりますので、そのような方向でこの土地開発公社を利用しながら、そんな話も少し検討に値するのではないかなというふうに私は思いますけれども、その辺について、今、全然お考えないかもしれませんが、少しご提案をしたいと思いますがいかがでしょうか。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えをさせていただきたいと思います。大変素晴らしいご提案をいただきましてありがとうございます。

土地開発公社につきましては、ごらんになっていただければわかりますが、今のところ平成19年度で日光川ウォーターパークの償還が実は終わりました。5億の枠がありますし、出資額は600万円でございます。ただこれは土地開発公社の中で、先般もちょっといろいろ議論の的になったのでありますが、だんだん早い話が借りることがなくなりますと、事務費のほうが少ないってまいりまして、応分の拠出金をというような話も実は若干出たわけがあります。そんな中で、今中村議員のご指摘の、蟹江高校跡地の問題、確かにこれは、もう2、3年来、大変皆様方から注目をされ、タウンミーティングでもいろいろな方々からご心配をいただき、諸議員の皆様方からもご心配をいただいておりますのは事実でございます。今年度も愛知県からほぼ無償、若干のランニングコストはうちが見ますが、ほとんど向うでグラウンドの使用を、今許可をいただいている状況であります。ご存じのようにあの地域は文教地区ということで皆様方、町民のアンケートだとかいろいろなことをやりまして、できればそういうふうにしたいなという考えはまだございます。しかしながらご案内のとおり、県の所有の土地でございますので、まだどういう状況になるかについては不透明な点があるのは大変申しわけないというふうに思っております。

ご指摘をいただきました蟹江小学校、それから蟹江中学校、1つの考え方として蟹江駅の再開発、これも昨年度いろいろな議論の的になったことも皆様方もご承知おきをいただいております。そういう意味で、来年度、再来年度につきまして富吉駅の、いわゆるバリアフリーに伴いますエレベーターの設置、これが1つの起爆剤になり、富吉駅の北、南についての市街地、それから調整区域の考え方もこれ真剣に考えていかなきゃならないなど、こんなことを思っているわけであります。そんな中で蟹江高校を蟹江町の所有にし、先ほど来の計画も含めて、考えられないかというご指摘でございます。今、現時点ではいいご提案をいただいたということにとめさせていただければありがたいと思いますし、我々としては町民の皆さんの負託にこたえられるような利用方法が見つかりましたならば、議員の皆様にご相談を申し上げ、またしかる場所で発表をさせていただきたい。今、そんな段階でございますので何とぞご猶予をいただきたい、もうしばらくお時間をいただきたいというふうに思っております。

ただ、大変すばらしい提案であるとは思いますが、学校の移転につきましてはなお慎重にこれは考えていかなければならない問題だというふうにも思っておりますし、地域のほうから嘆願書をいただいたということもございます。ですから慎重にかつ大胆な考え方も視野に入れておりますけれども、もうしばらくお時間をいただくとありがたいというふうに思っております。

以上です。

○8番 中村英子君

今、突然言いまして、突拍子もない提案というふうに思われるかもわかりませんが、

私は必ずしもそうではないというふうに考えます。何とかその手だてを探ってみるのもやっぱり必要なことかなど。蟹江町がどう発展していくのかという将来像を見てみますと、やはり蟹江の駅前、この周辺の整備というのは絶対欠かせないと思うのですね。この整備ができない以上、町の発展というのはなかなか難しいと思うのですよ。ですから、近鉄の蟹江駅の周辺が再開発されて、そして駅も橋上化になるような状態ができれば、またそこに人も集まるでしょうし、また町の税収もふえるでしょうし、やはり発展ということを考えると、近鉄の蟹江駅の南、北、両方合わせてしっかり取り組まなきゃいけないと思うのです。取り組むためには、やっぱり学校というものを移転させる必要というのを私は出てくるのじゃないかと、そういう視点でご提案を申し上げました。

もう一つは、体育館でありますけれども、課長の答弁が、決算審議のときにありました。19年度にできなかった事業は何なんだろうという菊地議員の質問に対しまして、体育館の改修等そういうものができなかったというようなお話がありました。これに対しても予算見てみますと、1億何千万か、やはりかけてこれを改修するというような予定になっているようであります。そしてまた町長が考えております川の駅だか水の駅かちょっとわかりませんが、そこの、勤労者福祉センターのあそこの体育館も非常に老朽化しております、体育館をどうするかということも、私は将来的にはやっぱり取り組まなきゃいけないと思うのです。このままで部分的な改修、改修ということで済んでいかないんだろうというふうに思うのです。そういうことを考えたときに、やはりこの蟹高跡地という広いところを町のものとして確保することができれば、体育館というようなものも視野に入るのではないかなというふうに考えます。

最近、スポーツ人口というのが年々減少しております。そして高齢化しております。しかし、スポーツというものは非常に健康を維持する上で、また仲間づくりやコミュニケーションの場として必要なものでありますので、そういう点からもこういう、もしできれば新しい体育館というものもそのようなところでも考えれば、それは起爆剤になって、やはりスポーツの振興が図れるんじゃないかと、またそれは町民の健康にもつながってくるのではないかなとそのように考えておりますので、全体構想の中で、2、3年だけではなくて、やっぱり10年、20年後をどうするかという視点で、この土地開発公社の利用も考えていったらいいのではないかと、そういうご提案ですので、しっかりそれを検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 奥田信宏君

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

他に質疑はないようですので、以上で質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第48号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第8 議案第50号「平成20年度蟹江町一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は、精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○10番 菊地 久君

この補正予算の中の学校教育問題で、1番大きな今関心事になっております学校給食に関連いたしまして、これは重要なことでございますのでお尋ねを申し上げておきたいというふうに思います。

学校給食で使われる、例えば今の汚染米、蟹江町の給食センターではお米を、どういうふうなお米を使っておるのだろうか、まさか三笠フーズではないと思いますので、お米についてはこういう問題が起きたときに、どういうところから仕入れておるのかどうか、間違いはないのかというような形で、真っ先に関心を持って、今どうも蟹江町の米飯は中京パンでやっていただいておりますが、早速そこへ行ってどうなのかと、お米は間違いはないのかというような実態調査だとか、まずされたのかどうか。

あわせて、土曜日の日に新聞に大きく載っておりました愛知県の教育委員会のほうからも、各教育委員会あてに、どんなような形だということの調査の依頼が出されまして、新聞報道の、20日の報道ですが、変化いつもしておりますが、一応20日の報道によりますと、愛知の小・中学校の給食のうち45万食、オムレツ材料を、そこがどうもおかしいのじゃないかというようなことが実態調査でわかってきて、そして各町村の名前がずっと上がっておりますけれども、ありがたいことに蟹江町は載っておりません。隣の七宝だとか、美和町だとか、各町村たくさん、こう名前まで載せられておったわけですけども、そういうような意味で蟹江町の場合は、名前は上がっていないわけでございますけれども、その食材等について心配なものは何かないだろうか、例えば今ミルクですね、などで作ったお菓子やなんか、中国の何やらとかいろいろのが出てくるわけです。あちらからもこちらからも出ておりますが、食材については間違いのないような方法だとか、管理をされているのだとか、幾ら管理しておってもこんなことでありますので、一般の素人のほうが考えたって、我々だって何食っておるかわかりませんが、何とも言えないわけですが、常に万全な態勢と

そういう心構えというかもものがないと、だだだあになってしまって、ああそうかそうかで、何を食べさせておるかわからんと。太田大臣も辞めましたけれども、そう騒がしいこと言うなよと、大したことではないぞと。健康に被害あるわけじゃないじゃないかというのが国家の農林水産大臣の言っておる言葉ですね。お辞めになってよかったと思いますが、あと4日たって、きょういずれにしても辞めるわけですが、辞めておったと思いますが、そういう国のトップにおる人たちが、食に対する考え方というのが非常に甘いわけですね。ぎゃあぎゃあ騒ぐからやってやるだとか、消費者がうるさいからだとか、そういう感覚で政治を、今の政治をやっておるわけです。だから我々は、国家の言うことは信用しちやいかんわけです。もう信用できません。そういう意味で、本当に身近な我々が関心を常に持つと、事があつたらすぐ対処するということが必要じゃないかというふうに思いましたので、まずお尋ねしたいことはお米についていかなものであったか。そして2つ目には、食材についてはどうなのかと、どのようなチェック機関だとか、管理体制があるのか。そして3つ目には、この問題が起きたときには早速給食に対してどなたかが中心になってどうなのかというような会議なり、打ち合わせなりをおやりになったかどうか、この3点についてお尋ねをまずしたいと思います。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

給食に関することについて、ちょっと私のほうからお答え申し上げたいと思います。

まず最初に、お米の話がありました。これ蟹江町の場合のことをお話いたしますと、蟹江町では愛知県の学校給食会というところがありますが、今回もそちらの給食会のほうから通知等をいただいております。内容は、給食会のほうから愛知県の経済農業協同組合というところがあります。そこを通じて、またその経済連を通じて海部農協の愛知県産米ということで、この蟹江町の学校給食は、その米を使っているということでございますので、今回の事故米といえますか、そういうものを子供たちが食べるということは、まず考えられません。ただ、恐縮ですが、今、中京パンのほうで米を炊いていただいておりますが、中京パンのほうまで行って確認したということはちょっとありませんが、ただルートとしてはそういうルートで、町の場合は購入しておりますので、それはもう間違いないというふうに思っております。

それから、オムレツの関係でいろいろと報道されました。先ほど議員がおっしゃられたように、県下でも多くの団体がそのオムレツを実際に食べていたというそういうことです。これは過去5年間にさかのぼってということで県は調べたようでございますが、それこそ37の市町村ということで、県立の学校も結構、46ということだと思いましたが、供給されていたというそういうことです。この辺では蟹江と飛鳥を除いたすべてが供給されていたというそんなようなことを聞きました。

実は、確認のために私ども栄養士さんにちょっとお願いして、過去5年間にさかのぼって、

この問題となっている、これプレーンオムレツとありますが、それを実際に子供たちが食べていたかどうかというのを調査していただきました。結果的には、実はオムレツ自体は小・中学校の給食に出ているのですね。ただ今回の、指摘のあった、例のすぐる食品から購入しているというものは蟹江町ではございませんでした。そういうことでございますので、ちょっとほっとはしておりますけれども、結果的に蟹江町は購入しておりませんでしたのでよかったです、今後とも食の安全を確認しがてら給食は提供していきたいと、そんなふうに思っています。

それから、丸大食品のミルクの関係がありました。その牛乳と申しますか、あれを使って食材を丸大食品がつくったということですが、丸大食品の関係のものについて、これも小・中学校の給食でもって使っているということではございません。これは多分県下の給食関係、小・中学校の給食では恐らく皆使っていないんだらうと思います。ですから丸大食品の関係については、これも全く問題、問題というか、今後も恐らく使用することはありませんし、これも調査は一応しましたけれども使っておりませんので、ご報告だけはしたいと思えます。

以上でございます。

それから会議と申しますか、この問題が出ましてから、やはり大きな問題でございますので、教育長のほうから指示を受けて、給食センター等を今後どうしましょうかということで、まずこの事件について、町自体は事故米も使っていないし、オムレツについても子供たちには供給しているとかそういうことはないというその辺のこと、そういうことを実はきょう付でございますが、学校長、学校から保護者あてにそういう文書を出そうということで今やっておりますので、その辺もご報告申し上げます。

以上です。

○民生部長 石原敏男君

ただいまの学校給食センターのほうでの、今回の事故米、それからメラミンの関係でご質問ありました。私ども保育所のほうでも関係ございますので、あわせてご報告をさせていただきたいと思えます。

特に事故米につきましては、栄養士のほうがもう既に、この9月18日からいろいろ調査してきてくれておりますけれども、まだ未確認のものもありますけれど、大半のものについては一応確認をさせていただいております。

それで、最近出てきましたメラミンにつきましては、この問題については丸大食品の5品目については、私ども町立の保育所のほうでは、現在使用していないということであります。

そして、最後でございますけれども事故米に関しましては、正直言いまして、すぐる食品のだし巻き卵を、過去使用していたということが月曜日の日にわかりました。それにつきましては、だし巻き卵につきましては、乳児につきましては平成18年の10月から19年の12月ま

で10回、10日間、使っておりますし、また幼児につきましても平成17年の2月から19年の12月までに8回使用しているところでございます。これにつきまして、全体の食数につきましては、職員も含めまして6,464食という形で、延べ6,464人の乳児、幼児、それから職員が食をしたということになります。

これにつきましても、まだまだ現在いろいろな面で調査中でございますし、特にだし巻き卵につきましては、それぞれの健康被害の報告は受けてもおりませんし、また各保育士等もこの時期に嘔吐、下痢等を集団で起こったということも聞いておりませんので、まず一安心はしておるところでございます。

なお、これにつきましても、特に丸大食品の関係は、特に子供関係が大変多いということで、保護者もご心配かということで、私どもといたしましては、月曜日の日に、緊急な事態ということで保護者には黒板に掲示して、周知させていただいたところでございます。

まだ今後、まだまだ調査しているものもございますので、それがわかり次第、順次また保護者に安心を与えるということでご報告をしていきたいというように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○10番 菊地 久君

国と地方とは物すごくずれがありまして、国はいいかげんだと思ってればいいわけですが、地方におる我々は本当に身近ですので、父兄から直接こんなふうでいいのか、間違いなのかという電話だとか、問い合わせですね、保育園でも一緒だと思うのですよね。1番幼いお子さん方の健康に問題があつてはいかんということで、必死になっておみえになるというふうにするわけですか。そういうような意味で、蟹江町の給食については万全な体制でおるんだよと、常におるんだよと。もしか何か起きたときには、素直に報告をして、隠すことなく報告をして、実態を掌握をすると、こういう体制が常に万全であるということが、一番私は大事ではないかと、そんな思いできょう、急遽質問させていただきたいのですが、そのようにずっと返ってくるということが、行政としてはまじめに取り組んでおると、非常に安心を私たちはするわけです。きょうも幸か不幸かわかりませんが、日程的に、昼、学校の給食を、毒見をさせてもらうわけではありませんけれども、食事をとらせていただいて、真っ先に皆さん方に安心だよと、こう言えるかなと。わかりませんよ、きょう何出してくれるかわかりませんが、やっぱり食の安全というのには、私たち議会も、議員も、真剣に取り組んでおると、こういうことの姿勢というのはやっぱり町民に対しても非常にいいことではないかなと、こういうように思っておるわけですので、特にこれからも新しい給食センターができるわけでありまして、立派な建物はできましたよと、しかし食するものについてはだだだだよと、ルーズだよと言われるようなことはあつてはなりませんので、特にすぐ言える身近な、本当に無農薬を使っている農家の人、身近な人だとか、安心できる人だとかいう人を中心にしてやると、ちょっと高くはなると思えますね、いろいろな面で高くなる。

決められた予算ですので、高くすればもっといいもののとれると、しかし決められたお金の中でやるとどうしても安いものを買って求めたがるというのは人情だというふうに思うわけですね。だけど現実、こんなようなことで、真剣に食に対しては食育教育と言われるぐらいの、一番大事な話でございますので、取り組んでいただけておるということを聞きまして、安心をしておるわけでありますので、もし何か事がありましたら、学校給食の問題、それから保育園の給食の問題、ぜひつぶさに調べて、資料などを提出をするなり、相談をしていただけるなり、町民が安心できるような体制だけはぜひとっていただけたらありがたいなこう思いますので、私はそれを申し上げまして質問を終わります。

○3番 山田邦夫君

3番 山田です。

食の安全につきましては、安心しましたとは私は申しません。非常に心配をしております。大量給食については、本当に危険が伴っておりまして、安くやる安くやるということを前提に立つと、どうしても事故が起きる。教育長さんと教育次長にぜひ要望とご意見を聞いておきたいわけであります。

新しい給食センターが発足するに当たりまして、非常に大量給食ですね、お米は例えば海部郡産とか、野菜の類も大抵八百屋さんを通じて、海部郡産という指定でやっておると思うのです。その海部郡産が安全なものかどうかというチェックが容易でないわけです。例えばその津島の市場で買いに行っても、海部郡から入荷しても、それがどのくらい農薬がかかっているか、消毒してあるかというのはわからないわけですよ。そういうことの研究を非常によくしてきた団体というのは、これまででいいますと生活協同組合、それから農産物については農協です。生協はいいと言われていたのですが、この前のギョーザ問題では中国のああいいうものを見過ごして売ってしまったわけですね。チェックの限界がある。農協も安全な食品を供給するのですけれども、農薬商社と言われるように、戦後一貫して農薬を売って売ってやってきた。そして例えば除草剤にしても、最近は草取り作業は農民はしません。除草剤でなくするわけです。それも農薬の残留をきちっと研究して使っているとは言います。しかし、二、三十年前のことを今、中国があいいうことをやっていて、残留農薬的なものが入ってきているわけですから、ですからそういうことを、例えば3年、4年お勤めになる教育長さんは新しいから今から長いと思うのですね。教育次長さんなんかもかわるわけです。教育課長もかわるわけです。その程度の勉強ではこのことは防げません。今の政府の大臣と一緒に。そうすると食品の衛生、特に食品添加物と農薬について、随分と研究する人が庁内にいないと、それは全国ネットで、県ネットで供給されてくる材料を信用するという形では、今防げない問題があるわけですね。そうすると、庁内で給食を担当する栄養士さん、あるいは今見える課長さん、あるいはそれに次ぐ人、あるいは保健センター関係、こういうようなところで、連綿とそういう研究をした食品衛生、食品の安全について蓄積した対策を引

き継いでいく人材養成をしないと、外頼りでは食品の安全は保てないという感じがします。非常に地産地消で手を打っております程度では、とてもじゃないが食品衛生は防げません。そういう意味で、教育長さん、教育次長さんの辺で、これからのそういう研究をいかに自分の手でやっていくかという対策を考えておいていただきたいと、それに対してご所見を伺っておきたいです。

○教育長 石垣武雄君

教育長の石垣であります、ありがとうございます。いろいろな面からご心配いただいております、食品衛生ということで、特に山田議員におかれましては、特に無農薬とかそういうようなことの観点から安全性ということで間近に確認をしながら子供たちに給食を提供していくと、そういう方向でどうだろうということでもありますけれども、実際はなかなか難しい段階だろうというふうに思います。といいますのは、これ以前もお話をお聞きして、山田議員さんがそういう無農薬をやってみることも知っております、そんなことも教えていただいたわけではありますが、そのときには給食センターの所長、次長も同行しながらいろいろ考えというか、教えていただいたわけではありますが、センターの所長に聞きますと、やはり3,400食に及ぶ、1日にですね、そういうような食材になってきますと、やはりなかなかそういう今現在やってみるところでも、供給しようと思うのはなかなか難しいということでは実はあそこの津島のところにありますところを通しながらやっているわけでもあります。そういう点で、栄養士もおりますけれども、そういうところの確認をしながら、ですからつい外部になって、それあたりはいいかということになるわけではありますが、現在の段階はそういうところで取り組んでいるというところでもあります。

おっしゃるように、将来を見越してということではありますが、なかなか職員のこともありますけれども、難しい問題で、これにつきましては他の市町村、あるいは県の給食会のご指導も受けながら、何かその方策というのですか、そういうような疑問というか、心配を解決するような方向を一度考えてみたいということは思っているところであります。

ところで、先ほど次長が申しあげました事故米等々につきましてもそうではありますが、実はこの愛知県、愛知県といってもこの海部地区でもそうではありますが、給食につきましては、愛知県は愛知県学校給食会、これが一番の基盤であります。お米は時たま農協、海部農協ということでありましたが、先ほどのオムレツについても、これ給食会が扱っているわけなんです。実際にいざとふた開けたときに、うちは使っていなかったのですが、そんなような状況であったということから考えて、近々に給食会の、やっぱり一番の基盤になっているということで考えまして、そういう安全性について、あるいはそういうお米もほかのものにつきましてもそうですが、再度そういうところにはきっと栄養士以外のそういう係もいると思いますので、点検を強化していただくよう要望を申し上げていきたいということは、現在思っているところであります。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

1点は、今の食の安全についてでございますけれども、私は今の、日本の食料事情の関係からすると、避けられない現状があるというふうに思うのですけれども、だから自給率を高めて、つまり自分たちの手で自分たちの目で管理できるような状況が、社会の体制でつくられていかないと無理だというふうに思うのですけれども、しかし、現状の中で被害を最小限に食い止める対策は非常に大事だというふうに思うのです。ですから最近では、お上のほうに行けば行くほど信用できないので、やっぱり自分たちでしっかりした体制をつくるしかないということをつくづく思うわけでありまして、そこで伺うわけではございますが、食材の選択は、だれか1人が、例えば栄養士さんだとか、あるいは給食センターの所長だとか、そういうだれか1人の権限でやっているのか、集団で論議をして食材の選択をしているのか、ちょっと伺っておきたいと思うのです。今の現状はどんな形で、例えば全面的に県の給食会に依拠せずに、例えば海部農協にだとか、選択を自由にできるかどうかということですね。選択する場合に自分たちの力で、今までどんなケース、やり方でしてきたのか知りませんよ、ちょっと聞かせていただきたいと思うのですが、そういうことができるようになっているかどうか。今後そうしていく必要があるというふうに思いますけれども、つまり現状はお上に行くほど信用できないですから、自分たちでもって点検をするしかしようがないなど、とりあえずはそう思うわけでありまして、そここのところの強化が非常に大事だと思うのです。教育長の答弁だと県の給食会に依拠しているのということになっちゃうと、責任は人任せになるわけでありまして、その辺のところをどのようにお考えになっていらっしゃるのか、まずこの1点を伺いたいと思うのです。

それから2つ目は、ページ数でいいますと、17ページですね。これは確認です。何遍か伺っていますので。私が言うとおりに、ここにはちゃんとコミュニティへの、つまり下水道への繰出金ですね、コミュニティと公共下水と両方に含まれていますね、これ、17ページのところには、コミュニティだけじゃないのですよ。それでこの公共下水道事業特別会計繰出金の918万3,000円は、当初計画の、資金計画の、町の使うお金ですね、14億のうちのものかということ再度聞いて確認しておきたいわけでありまして、この2つについてお願いします。

○教育長 石垣武雄君

教育長の石垣であります。先ほど愛知県の学校給食会に申し入れをしていくということでは言いましたので、ちょっと誤解があったかなということをおっしゃるわけですが、給食につきましては献立委員会というのがございまして、まずこれは学校の先生とか栄養士とか、センターとかいろいろな方が入りまして、PTAの方も入っていると思っております。そしてどのような給食にしていっていいかということでもあります。それが決まると、献立決まると、今度は必要な食材、材料になるわけでありまして、先ほどお

話したのは、給食会のお米のことと、それからそういうような給食会で作っているオムレツとかそういうものを取り寄せる場合も、ケースにあるわけではありますが、個々の給食センター独自で、先ほど言いました名古屋西流通センターですか、そういうところにこういうような、例えば野菜とかネギとかというようなことを、何千食ということ注文しながら、そこでまた安全を確認しながらやっているわけです。ですから、あと、例えば牛肉とかそういうようなものになってきますと地元の業者、これも給食運営委員会というのがございまして、そういうところも検討しながら確認をして、そこで地元の業者のA、B、C、Dってたくさんあるわけではありますが、そういうところからもそれぞれ確認をしながら供給、仕入れをしているというところで、そういうことにつきまして、もちろん発注につきましては多分では申しわけありませんが、栄養士はしていると思うのでありますが、その前の段階で献立をつくったときに、どういうものが必要かということで、じゃどこにしようということで、地元のそういう幾つかの業者がありますので、そういうところの兼ね合わせといたらおかしいですが、そういうところも確認をしながら仕入れていると、そしてまた給食会のところもそういうように取り寄せることができるというところの範疇でありますので、よろしくお願ひします。

○産業建設部長 河瀬広幸君

再度申し上げますが、公共下水道事業特別会計とコミュニティ・プラント事業は全く別物であります。918万3,000円の繰入金は、これは先ほど資金計画にありました13億の中の一部でございます。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

今のは確認だけですだからね、これで3回目になりますので、これで、後でまた違ったほうへ行ったら、今度は怒ります。

それで、食の安全についてでございますけれども、例えば献立委員会だとか、運営委員会の切り回しはどなたがおやりになるのですか。例えばいろいろと集団でやれば、あそこのあれがいいだとか、このあれがいいっていろいろな意見が出ますよね。その背景にはまたいろいろなものがあるわけでありましてけれども、そういうのを中心になってする、つまり進めていく人ですね、それを点検するわけですがけれども、一定のそういう知識の持った人に当たっていただくと一番いいのですけれども、今どなたがおやりになっているのでしょうか。

○教育長 石垣武雄君

どうも申しわけありませんでした。これはセンターで行っておりますので、センター長が責任を持って取り回しをしながら、栄養士がそばにおって。そして、例えば献立委員会でありまして、各学校の、これは栄養士ではありませんけれども、学校のそういうような給食担当というのがございまして、その先生がお見えであります、あとPTAの代表の方と。それ

から学校の給食担当は、実は学校にはいつも、検食日誌というのがございます。校長が、だからいつも子供たちが食べる前に、これを30分か1時間前に食するわけです。そのことを、異物が入っているかとか、においはどうかとか、食材はどうかとか、味つけはどうかとか、そういう観点がありまして、それを校長が毎日つけていて、印を押して、そしてそれを献立委員会のときに、そういう食材も含めて、最後の食材ばかりでなくて、でき上がりの状況もそうではありますが、校長から話を聞きながら、それを持ってそういう献立委員会に臨むところでもあります。もちろんPTAのほうも、これは実際に生に、自分のお子さんの感想も含めながらどういう感じかということで、そういう意見を持っておみえであります。そういう全体の会議で、もちろんこれは、だから給食センター内で行っておりますので、センター長が中心になって会議を進めていると、そんなところでもあります。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

3度目ですので、ちょっとはつきりお願いしたいなというふうに思うんですけども、そのセンター長というのは、村上所長じゃないですね。

(発言する声あり)

ですか。

(発言する声あり)

だとすると、村上所長がどういうところに重点を置いて、どういう配慮、できれば直接村上所長に答弁をいただくといいと思うのですけれども。私はその辺のところ非常に重要になると思うのです。よくそういうことが出る場合に、いろいろ物を持ってお願いに来る人あるじゃないですか。いうような中でいろいろな間違いが起きたりなんかもしているわけですよ。だからそういうところでどういうふうな観点で、どういうところに力点を置いて、この運営をしているかどうか、あるいは献立をしているかどうか、これはやっぱり常日ごろからきちっと点検をしていないと間違いが起きやすい、いや、間違いを少なく済ますことができると思うのです。絶対間違いが起きないということは言い切れないわけですからね、今の社会では。ですから間違いを最小限に食いとめるという体制だけはつくっておく必要があるというふうに思いますので、その辺のところ、例えば村上所長がそちらのほう面でいろいろな知識を持つとってということであればいいのですけれども、できればそういう運営の中心にかなりそういうことが十分分析できるような方を据えていただくと、それは一番いいと思うのですけれども、今の現状の中でいけばどういうところに力点を置いて、どういう方向でもってそういうことを厳しくチェックできるようにしているかということだけを聞かせていただきたいと思うのです。

○教育長 石垣武雄君

そこまでちょっと細かくなってきましたと、私自身が把握しておりませんので、後でといっ

たらおかしいですが、また村上所長から実際にそういう観点等お聞きしまして……

(発言する声あり)

お話をしたいと思いますが、そういうことでよろしくお願いします。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

やはり食の安全ということですので、主婦の立場からもちよつと言いたいなというところなんですけれども、やっぱり安さと安全性、この2つは選択が迫られると思うのですね。今もそうですし、今後もこれ迫られてくると思うのですよ。やはり価格を安く抑えたとすれば安全性はある程度リスクは伴ってくるだろうし、価格を高くすれば、また高いということで苦情が来るかもわからないので、このバランスということが非常に、今後選択が迫られてくるんじゃないかなと思うのですね。そこで、やっぱり町としては安全性を重視するんだというふうなそういう雰囲気をつくっていかないと、いきなり給食費を高くしたりもできないわけですから、何としても食育の中で安全なものをこう提供していくのだという町の雰囲気づくりというのをしていかないと、何でも安くいいものというようになってくると思うのですよね。その辺のところ、やはりきちんと考えを整理しておく必要があるのではないかなというふうに思います。

そこで、皆さんは男性の方でありまして、毎日奥様におかずをつくってもらってね、……

(「決まっておらん」の声あり)

決まっておらん。じゃやる人もおるのか、やる人もおったらちょっと失礼……

(「やっているよ」の声あり)

あ、やっておる。毎日おかずをつくっているの。それでね、ほとんどのほうはやっぱり提供されていると思うのですね。スーパーに行ってお買い物をして、どんなものがどういうふうにあるかということは、私は余り理解していないんじゃないかなと思うのですよね。どんだけの加工品がどんだけあって、生産物の中にどれだけ中国品も何もかも入ってきているかというようなことまでは、私は多分御存じないというふうに思うのですよ。ですから、今、……

(発言する声あり)

ですから、今、村上さんのことを言っているのじゃないですよ、私は。いやいや私は雰囲気をつくるために、やっぱりそういうことを、提供されているだけじゃなくて、知ってもらいたいなと、そういうふうに思うのですよね。今、主婦の皆さんの感覚は、全員とは言いませんけれども、少しは高くてもいいものを買う、国産のものを買うというふうに、買い物の環境は変わってきておりますので、その辺のところも把握していただけたらなというふうに私は思っておりますので、その辺しっかり、やっぱり認識をしていただく必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、一度スーパーなどに行きまして、どういう状況に

あるのかということまで、やっぱり始めていただかないと少し難しい、距離があるのじゃないかなというふうに私は思いますので、主婦の立場で、一言それは言わせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第50号を採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第9 議案第51号「平成20年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は、精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第51号を採決をいたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第10 議案第52号「平成20年度蟹江町老人保健特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は、精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第11 議案第53号「平成20年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は、精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第12 議案第54号「平成20年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は、精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第54号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第13 議案第55号「平成20年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は、精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第55号を採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

暫時休憩といたします。

再開は10時35分から再開といたします。

（午前10時18分）

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時35分）

○議長 奥田信宏君

日程第14 認定第1号「平成19年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

結論から先に申し上げまして、本案に反対でございます。

反対の趣旨の第1でございますけれども、当初予算の際にも申し上げたのですけれども、やはり昨今の社会事情や、この政治の内容を見てみますと、どうしても暮らしや福祉が外へ追いやられる傾向があります。蟹江町でも、特に平成19年度は行革初年度というふれ込みで、行革推進の年にされました。そうした中で、住民の皆さんの暮らしがそういう行政の内容の反映のもとで、大変厳しくされているということを、まず最初に言わなければならないと思うのであります。したがって、暮らし・福祉支援の行政執行が反映されていない決算と、

まず最初にそのことを言わしていただきたいと思うのであります。

2つ目でございますけれども、特に大きく取り上げて指摘しておきたいのは、保育料の大幅な値上げを、この19年度で企画をして、20年3月に提案されたということであります。しかも極めて大幅な引き上げであります。昨今の情勢、先ほど申し上げましたように、皆さんの暮らしは大変な状況でありますし、所得の格差が大変広がっている状況が特徴であります。そうした中で、逆に低い方へ重くのしかかる保育料という内容にいたしました。これはまさに行政が第一に考えなければならない、住民の暮らしの安定、福祉の向上、こういうことから遠く遠ざかっている内容のものだと言わなければなりません。

3番目でありますけれども、先ほども申し上げましたように、行革元年ということでありましたんですけれども、この19年度では引き続き定率減税の廃止、こういうことが行われまして、一層格差と貧困が深まったのであります。そのこともこの決算の内容に反映されているわけであります。

もう一つは、これは今比較的小さいことだと言えそうですが、やはり行革という名のもとに、長寿会の送迎バスを廃止いたしました。そういう点で、まだまだ私は一般質問でも申し上げましたように、行革で住民の皆さんへの痛みを分かち合ってもらおうという口実のもとに、負担を強いられるものが幾つか残されています。そういうことを考えると、やはり何としてもこの行革元年ということを進められたこの行政改革の内容を、早目に修正していただきたいなということを、気持ちを込めて申し上げたいわけでありまして、以上の4点から本一般会計決算に反対でございます。

○議長 奥田信宏君

次に、賛成討論の発言を許します。

○4番 米野秀雄君

4番 清新クラブ 米野秀雄でございます。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

平成19年度一般会計の決算につきましては、歳入は町税を始め、利子割交付金及び寄附金等が増額したものの、地方譲与税及び地方特例交付金等が減収したため、対前年度比2.4%減となり、総額94億4,700万円余りを決算することとなりました。

次に、主な歳出は蟹江西保育所増築事業、橋梁の耐震補強事業、蟹江川水辺スポット整備工事及び災害対応等特殊救急自動車購入等であります。また、昨年度から繰り越し事業である蟹江中学校本館耐震補強事業及び蟹江中学校屋内運動場建設事業も完成しましたが、歳入の減収もあり、対前年度比1.4%減の総額90億1,600万円余りを決算することとなりましたが、所期の目的は達成されていると考えます。したがって、平成19年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について賛成いたします。

以上です。

○議長 奥田信宏君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

認定第1号「平成19年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

○議長 奥田信宏君

日程第15 認定第2号「平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○6番 林 英子君

6番 林英子です。

平成19年度国民健康保険事業特別会計決算認定について、反対の立場から討論をいたします。

国保の世帯数は19年度約6,880世帯で、加入率は48.6%です。高くて払えない国保税の滞納額が、何と5億8,000万円以上にもなっています。滞納世帯数は1,087件、そのうち短期保険証の発行が508件、その中には保険証の未交換の方、いわゆる手元に保険証のない方が108件もお見えになります。この方たちの生活を考えると、どんなに不安な日々であろうかと心を痛めるものであります。ひとり暮らしや年金しか収入のない方、またパートやフリーターで、一生懸命働いても生活、生きていくのに精いっぱいの方、こういう人に滞納額があるからといって、保険証を発行しないということは、皆保険の制度からいっても違法だというふうに言わなければなりません。

(発言する声あり)

取りに来ていない方があるということを実際に認めたいと思います。せっかく減免制度をつくり、町長も蟹江町で保険を払いやすいようにと制度をおつくりになりましたけれども、さきの課長の答弁にもありましたように、今までに相談が2件しかない。その2件の中でも、その人たちは対象にはならなかったということです。でも5億8,000万円も滞納額があるのに、なぜ2件しかないのでしょうか。一般会計からの繰入金も5年間で1億円も減らす、これをもとに戻し、国保税の値下げをすべきだというふうに思います。保険証も世帯数ではなく、このごろでは個々に配られるようになりましたが、世帯主に滞納金がある場合、その家族には保険証が届きません。子供の医療費も小学校卒業まで無料になっているのに、保険証が手元にない方は医療も受けられません。払いたくても払うことができない保険税だからです。取り立てだけを厳しくしても、何も払えないそういう方たちには何か払えない原因があ

り、原因をつかむことがまず第一ではないでしょうか。みんなが保険証が手元にある、そういう暮らしにもっと行ってほしいという立場で、この決算にはそれが一向に見えてきません。収納率も低く、何がなんでも取り立てようというそういう決算にしか見ることはできません。よってこの決算には反対をいたします。

○議長 奥田信宏君

次に、賛成討論の発言を許します。

○11番 吉田正昭君

11番 新生会 吉田正昭です。

国民健康保険事業は歳入の根幹である国保税をもって運営されておりますが、今後においても医療費等は増加傾向が予想される厳しい財政状況の中、収納率向上に一層努力されるよう要望し、本案に賛成いたします。

○議長 奥田信宏君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

認定第2号「平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第2号は原案のとおり認定をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第16 認定第3号「平成19年度蟹江町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

この会計は19年度で終わりということであるわけでありましたけれども、しかし、実際言ってみれば繰入金当初1億5,301万8,000円、補正1億7,827万2,000円、合計3億3,129万円と、事務費の31万5,000円というのがその中にありますけれども、極めて多額なお金がこの一般会計から繰り入れられているわけですね。繰り入れられている内容は、本当に会計が厳しいから云々ということではなくて、あれ要るかの問題だということが前々から言われておるわけでありまして、いずれにいたしましても、これだけのお金が、これすべてとは言いませんけれども、毎年住民の皆さんの暮らし、福祉に役立つ方向に、この単年度主義でいえば、大いに生かして使えるのに使わずに、過ぎてきているわけでありまして、そういう点でいうと、極めて残念なことであります。このことが終わりだでもよろしいようなものですが、当事者として努力されて、早くに解決されて、暮らしに役立つ予算として、お金とし

て使っていただける方向になると、本当によかったなということを返す返すも思うわけであり、まずけれども、当初予算の際にはこの1点のみで、実は反対をさせていただきました。この決算についても、結果としてそういうようになっておりますので、反対をさせていただきたいと思います。

以上であります。

○議長 奥田信宏君

次に、賛成討論の発言を許します。

○5番 高阪康彦君

5番 清新クラブ 高阪康彦でございます。

私は賛成の立場から討論をいたします。

平成20年4月から大幅な医療制度改革が行われる中、本会計の決算総額は平成18年度からやや増加しております。高齢者が増加し、医療費の削減問題などが指摘される中で、平成19年度歳出決算としては8,300万円ほど増加しておりますが、今後は広域連合へ移管され、終了となりますが、その後の請求誤りなどに備えるため、5年間の特別会計を維持されるとの発言もありました。いずれにしましても、1つの事業が終了するわけであり、残務整理となる5年間も適切に対応されるよう要望し、賛成をいたします。

○議長 奥田信宏君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

認定第3号「平成19年度蟹江町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

○議長 奥田信宏君

日程第17 認定第4号「平成19年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第4号は、原案のとおり認定をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第18 認定第5号「平成19年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第5号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第5号は、原案のとおり認定をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第19 認定第6号「平成19年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第6号は、原案のとおり認定をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第20 認定第7号「平成19年度蟹江町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第7号は、原案のとおり認定をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第21 認定第8号「平成19年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第8号は、原案のとおり認定をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第22 認定第9号「平成19年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第9号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第9号は、原案のとおり認定されました。

○議長 奥田信宏君

日程第23 認定第10号「平成19年度蟹江町水道事業決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第10号は、原案のとおり認定をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第24 議案第57号「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」を議

題といたします。

提案説明を求めます。

松本正美君、ご登壇してください。

(1番議員登壇)

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。ご提案申し上げます。

議案第57号「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成20年9月24日提出。

提出者、蟹江町議会議員、松本正美。

賛成者、蟹江町議会議員黒川勝好、同じく小原喜一郎、同じく中村英子、同じく山田乙三、同じく高阪康彦。

以上です。

意見書の朗読をもって提案とさせていただきます。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書(案)。

私立学校は、国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、国においても、学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を昭和50年に制定し、文部省による国庫助成たる各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、地方自治体では、財政難を理由とした私学助成削減の動きが急速に広がっている。愛知県においても、「財政危機」を理由として平成11年度に総額15%、生徒1人あたり約5万円に及ぶ経常費助成(一般)の削減がなされた。

その後、県の私学関係予算は、国の私学助成の増額ともあいまって、単価では増額に転じつつあるが、総額抑制は続いており、15%カットの傷跡は深く、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。このままでは学費と教育条件の公私格差が一層拡大し、緒についた教育改革にも重大な影響が出ることは必至である。

さらに、長引く不況で私学に通わせる父母の経済的負担は、もはや耐え難いものとなり、「経済的理由」で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、「教育の機会均等」を著しく損なっている。

このような私学を取り巻く厳しい状況の中で、都道府県における私学助成制度の土台となっている国の私学助成が果たす役割はますます大きくなっている。

今年度予算では、高校以下では28億円、0.45%増額されたが、しかし、現在もなお、国の「骨太方針」では、「5年間にわたり、1%削減」方針が打ち出されている。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な父母国民の要求に応え、学校

と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

よって、本町議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持するとともに、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

併せて、父母負担の公私格差を是正するための授業料助成の充実と、専任教職員増など「教育改革」の促進を目的とした特別助成の実現を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月24日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上、提出申し上げます。

以上です。よろしくお願ひします。

(1 番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第57号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第25 議案第58号「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

黒川勝好君、ご登壇ください。

(9 番議員登壇)

○9 番 黒川勝好君

議案第58号「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成20年9月24日提出。

提出者、蟹江町議会議員、黒川勝好。

賛成者、以下小原喜一郎、中村英子、山田乙三、高阪康彦、松本正美。

朗読をさせていただきます。

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）。

私立学校は、公立学校とともに県民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、県においては、学費と教育条件の公私間格差是正と父母負担軽減を目的として、「経常費1/2助成（愛知方式）」「授業料助成」など、各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、県の財政難のなかで、平成11年度に経常費助成が総額15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に、単価では増額に転じつつあるが、平成10年度実績は回復されておらず、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。しかも、私学経費の1/2を助成する現行の「愛知方式」では、経費を節減すればするほど助成額が減額されるという矛盾をはらんでおり、これに代わる新たな助成制度の確立が切望されている。その一方で、公立教育費は平成10年度実績を上回るなど充実が図られており、このままでは、学費と教育条件の公私格差が一層拡大し、教育改革にも重大な影響が出ることは必至である。

さらに、長引く不況の影響も重なり、私学に通わせる父母の経済的負担は、もはや限度をこえており、「経済的理由」で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、「教育の機会均等」を著しく損なっている。

私立高校は、生徒急増期においては、生徒収容で多大な役割を担うなど、「公私両輪体制」で県下の「公教育」を支えてきたものであり、それは長年にわたる県政の最重点施策でもあった。確かに、県の財政難には厳しいものがあるが、そうした時だからこそ、公私立間で均衡のとれた財政措置をとることが求められている。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な県民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

よって、本町議会は、私立高校等への経常費助成を増額し、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、学費と教育条件の「公私格差」を着実に是正できる新たな助成制度を確立することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月24日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、愛知県知事。

よろしく願いをいたします。

(9番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結をします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結をします。

これより議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第26 議案第59号「道路特定財源の廃止に伴う地方財源の確保に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

小原喜一郎君、ご登壇ください。

(7番議員登壇)

○7番 小原喜一郎君

議席番号7番 小原喜一郎でございます。

議案第59号について提案をいたします。

議案第59号「道路特定財源の廃止に伴う地方財源の確保に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成20年9月24日提出。

提出者、蟹江町議会議員、小原喜一郎。

賛成者、蟹江町議会議員中村英子君、同じく山田乙三君、同じく高阪康彦君、同じく松本正美君、同じく黒川勝好君。

案文を朗読いたしまして提案とさせていただきます。

道路特定財源の廃止に伴う地方財源の確保に関する意見書(案)。

道路は交通基盤としてのみならず、豊かな生活や活力ある経済・社会活動を支える最も基本的な社会基盤施設であり、計画的に整備・維持管理することが重要である。

しかし、地方においては道路の整備が遅れており、慢性的かつ深刻な交通渋滞の解消・緩和や交通事故の削減、さらには、東海地震、東南海・南海地震などにおける災害時の救援物資の輸送路の確保など、解決しなければならない課題が数多くある。また、橋梁などの道路施設の高齢化も急速に進んでおり、適切な維持・修繕・更新が喫緊の課題となっている。

これらの課題に適切に対処し、安全で安心できる社会を実現するためにも、道路の整備と維持管理を計画的に進めていくことが不可欠である。

当町でも、平成18年度から継続して進められている「国道1号日光大橋架替事業」や「日光川右岸堤防災道路事業」などには、災害時の安全確保と生活道路の改善に多くの町民が期待するところである。

また、コミュニティ相互の交流促進のためにも、今後更なる地域間交通の充実と、幹線道路から生活道路に至るまで、体系的な整備を進める必要がある。

よって、国におかれては、地方の実情や意見を十分に踏まえ、下記の事項について特段の配慮をされるよう改めて強く要望する。

記

- 1 地方財源の充実強化を図ること。
- 2 地方の意見を反映した新たな道路整備計画を策定すること。
- 3 暫定税率の失効期間中の減収に対する適切な財源措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月24日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

以上でございます。よろしく申し上げます。

(7番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

提案説明が終わったので、これより質疑に入りますが、提案者が読み間違いで高齢化でなく老朽化だそうでありますので、ご訂正をよろしく。

(発言する声あり)

文書の間違いだそうでありますので、老朽化に訂正の申し出がありましたので、提案者から申し出がありましたので、これを、許可をいたします。

それでは、その部分を老朽化と直していただいたのに、質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第59号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第27 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りをいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

お諮りをいたします。

本定例会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、平成20年第3回蟹江町議会定例会を閉会といたします。

(午前11時13分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

奥田信宏

2番議員

伊藤俊一

3 番 議 員

山 田 邦 夫